

高岡市地域生活支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 理解促進研修・啓発事業（第4条・第5条）
- 第3章 自発的活動支援事業（第6条－第8条）
- 第4章 相談支援事業（第9条－第15条）
- 第5章 成年後見制度利用支援事業（第16条・第17条）
- 第6章 成年後見制度法人後見支援事業（第18条・第19条）
- 第7章 意思疎通支援事業（第20条－第27条）
- 第8章 日常生活用具給付等事業
 - 第1節 日常生活用具給付等事業（第28条－第37条）
 - 第2節 住宅改修費給付事業（第38条－第47条）
 - 第3節 点字図書給付事業（第48条－第54条）
- 第9章 移動支援事業（第55条－第65条）
- 第10章 地域活動支援センター機能強化事業（第66条－第71条）
- 第11章 訪問入浴サービス事業（第72条－第78条）
- 第12章 生活訓練等事業（第79条－第83条）
- 第13章 日中一時支援事業（第84条－第93条）
- 第14章 社会参加促進事業
 - 第1節 スポーツ教室開催事業（第94条－第98条）
 - 第2節 点字・声の広報等発行事業（第99条－第104条）
 - 第3節 手話奉仕員養成研修事業（第105条－第113条）
 - 第4節 身体障害者自動車運転免許取得助成事業（第114条－第120条の2）
 - 第5節 身体障害者用自動車改造費助成事業（第121条－第127条）
- 第15章 障害支援区分認定等事務（第128条・第129条）
- 第16章 雑則（第130条・第131条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による地域生活支援事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要綱において「障害児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

4 この要綱において「聴覚障害者」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表5号に定める聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害を有する者をいう。

5 この要綱において「視覚障害者」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表5号に定める視覚の障害を有する者をいう。

6 この要綱において「難病患者等」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者及び児童をいう。

(事業)

第3条 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために、次に掲げる地域生活支援事業を行うものとする。

(1)理解促進研修・啓発事業

- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 移動支援事業
- (9) 地域活動支援センター機能強化事業
- (10) 訪問入浴サービス事業
- (11) 生活支援事業
- (12) 日中一時支援事業
- (13) 社会参加促進事業
- (14) 障害支援区分認定等事務

2 市長は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を団体及び事業所等に委託することができる。

第2章 理解促進研修・啓発事業

(事業の内容)

第4条 理解促進研修・啓発事業は、市が地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。

(実施事業)

第5条 理解促進研修・啓発事業は、障害特性や各種施策、サービスの解説等を行い、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。

第3章 自発的活動支援事業

(事業の内容)

第6条 自発的活動支援事業は、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する助言、助成その他の支援を行うものとする。

(対象者)

第7条 自発的活動支援事業の対象となる者は、高岡市内に住所を有する障害者等、

その家族又は地域住民等とする。

(実施形式)

第8条 自発的活動支援事業は、次のいずれかの形式による方法で事業を実施するものに対して支援するものとする。

(1) ピアサポート

障害者等やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会活動を支援する。

(2) 災害対策

障害者等を含めた地域における災害対策活動

(3) 孤立防止活動支援

地域で障害者等が孤立しないための見守り活動

(4) 社会活動支援

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)や、障害者等に対する社会復帰活動

(5) ボランティア活動支援

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

(6) その他の形式支援

その他、事業の目的を達成するために有効な形式によるもの

第4章 相談支援事業

(事業の内容)

第9条 相談支援事業は、障害者等、保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、権利擁護のために必要な援助を行うものとする。

(対象者)

第10条 相談支援事業の対象となる者（以下この章において「対象者」という。）

は、高岡市内に住所を有する相談支援を必要とする障害者等、保護者及び障害者等の介護を行う者とする。

(実施事業)

第11条 相談支援事業は、次に掲げるものを実施する。

- (1) 障害者相談支援事業
 - (2) 相談支援強化事業
 - (3) 住居入居等支援事業
- 2 障害者相談支援事業は、対象者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。
- (1) 福祉サービスの利用援助に関する業務
 - (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務
 - (3) 社会生活を高めるための支援に関する業務
 - (4) ピアカウンセリングに関する業務
 - (5) 権利の擁護のために必要な援助に関する業務
 - (6) 専門機関の紹介に関する業務
- 3 相談支援強化事業は、前項の障害者相談支援事業を円滑に実施するため特に必要と認められる能力を有する専門的職員により、次に掲げる業務を実施するものとする。
- (1) 専門的な知識を必要とする困難なケース等への対応に関する業務
 - (2) 自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導及び助言に関する業務
 - (3) 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関する業務
- 4 住居入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者（共同生活援助又は共同生活介護を利用する者を除く。）に対し、入居に必要な調整を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。
- (1) 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主との入居契約手続支援に関する業務
 - (2) 対象者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡及び調整に関する業務
 - (配置職員等)
- 第 12 条 障害者相談支援事業の委託を受けた事業者(以下この章において「事業者」という。)は、障害者相談支援事業の実施に当たり、社会福祉士、精神保健福祉

士、保健師、相談支援専門員又は介護支援専門員のいずれか（以下「ソーシャルワーカー」という。）１人以上を配置しなければならない。ただし、ソーシャルワーカーは、障害者相談支援事業の実施に支障のない範囲で事業者の関係業務に従事することができる。

- ２ 事業者は、特別な相談が必要なときは、ソーシャルワーカーに加えて、専門的な知識を有する者のうち特別な相談支援に対応できるものを従事させなければならない。

（遵守事項）

第 13 条 事業者は、対象者に適切なサービスを提供できるよう、障害者相談支援事業を実施する事業所ごとに従業員の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めなければならない。

- ２ 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- ３ 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長、家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ４ 事業者は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。
- ５ 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（地域共生社会推進協議会）

第 14 条 市長は、市内の相談支援体制の整備状況やニーズを勘案し、専門的職員の配置及び事業実施計画等の協議の場として、高岡市地域共生社会推進協議会（以下「地域共生社会推進協議会」という。）を設置する。

- ２ 地域共生社会推進協議会の委員は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等で構成し、必要に応じて保健、医療機関、雇用関係機関、教育、企業、学識経験者、障害者及びその家族等の参加を求めることができる。
- ３ 地域共生社会推進協議会の会長は、地域共生社会推進協議会内で協議のうえ決定するものとする。

（費用の負担）

第 15 条 相談支援事業を利用する対象者が負担する費用は、無償とする。

第5章 成年後見制度利用支援事業

(事業の内容)

第16条 障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することによりこれらの障害者の権利擁護を図る。

第17条 成年後見制度利用事業の実施については、高岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成17年高岡市要綱)の規定によるものとする。

第6章 成年後見制度法人後見支援事業

(事業の内容)

第18条 成年後見制度法人後見支援事業は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者は、法人後見実施団体及び法人後見の実施を予定している団体等とする。

イ 研修内容は、市が作成する法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムに基づくものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

イ その他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

(事業の実施方法)

第19条 市長は前条各号に掲げる事業について、その全部又は一部を適切な事業運営を確保できると認められる団体等に委託して行うことができる。

第7章 意思疎通支援事業

(事業の内容)

第20条 意思疎通支援事業は、聴覚障害者に手話通訳及び要約筆記を行う者（以下「意思疎通支援者」という。）の派遣を行うものとする。

(対象者)

第21条 意思疎通支援事業の対象となる者（以下この章において「対象者」という。）は、在宅の聴覚障害者のうち、意思疎通支援者がいなければ、健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難なものとする。

(通訳者)

第22条 意思疎通支援事業において派遣する意思疎通支援者は、社会福祉法人富山県聴覚障害者協会（以下「協会」という。）の実施する手話通訳者認定試験に合格した認定手話通訳者及び認定要約筆記者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(派遣対象地域)

第23条 意思疎通支援者の派遣対象地域は、本県の区域内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(通訳内容)

第24条 手話通訳及び要約筆記により伝達する内容は、聴覚障害者が社会生活を営み、又は社会参加を行う上で必要と認められる範囲とし、電話通訳及び極めて個人的な通訳を除くものとする。

(事業の実施方法)

第25条 市長は、意思疎通支援事業を協会に委託して実施するものとする。

(派遣の方法)

第26条 意思疎通支援者の派遣を希望する対象者は、その旨を協会に申し出るものとする。

- 2 協会の会長は、前項の申出があった場合は、派遣の適否を確認の上、希望者に通知し、意思疎通支援者を派遣するものとする。
- 3 意思疎通支援事業により手話通訳及び要約筆記を実施した意思疎通支援者は、当該月の通訳業務の実施内容を協会に報告するものとする。

(費用の負担)

第 27 条 意思疎通支援事業を利用する対象者が負担する費用は、無償とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は対象者が負担しなければならない。

第 8 章 日常生活用具給付等事業

第 1 節 日常生活用具給付等事業

(事業の内容)

第 28 条 日常生活用具給付等事業は、在宅の障害者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）を行うものとする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第 29 条 給付等の対象となる用具は、日常生活用具給付等一覧表（別表第 1）の種目欄に掲げる用具とし、その対象となる者（以下この節において「対象者」という。）は、同表の障害及び程度欄に該当する身体障害者等であって当該用具を必要とするものとする。

2 用具の貸与の対象となる者は、対象者のうち市民税非課税世帯に属するものとする。

3 既に給付を受けている者は、前回の給付日より別表 1 の「耐用年数」欄に規定する期間（以下「耐用年数」という。）を満了しないとき、又は、耐用年数満了後であっても、当該用具が使用できるときは、再給付対象を受けることができない。ただし、耐用年数満了前に修理不能等により用具の使用が困難になった場合は、この限りではない。

(給付等の申請)

第 30 条 用具の給付等を希望する対象者は、高岡市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）に対し、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第 1 号）（以下この節において「申請書」という。）を提出するものとする。この場合において、当該障害者等が難病患者等であるときは、診断書（様式第 1 号の 2）を添付するものとする。

2 所長は、申請書を受理したときは、対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書（様式第 2 号）を作成し

給付等の要否を決定するものとする。

(給付等の決定)

第 31 条 所長は、用具の給付等を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第 3 号の 1）及び日常生活用具給付券（様式第 4 号。以下この節において「給付券」という。）を、用具の貸与を行うことを決定した場合には、日常生活用具貸与決定通知書（様式第 3 号の 2）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第 5 号）をそれぞれ申請書を提出した対象者に交付するものとする。

2 所長は、用具の給付等が決定した対象者に対して事業の趣旨、給付の条件等を十分説明するとともに、用具の適正な使用及び管理に万全を期するため、家庭訪問等により指導を行うなど所要の措置を講ずるものとする。

(用具の給付)

第 32 条 用具の給付の決定を受けた者は、用具を納入する業者（以下この節において「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第 33 条 用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに所長が貸与取消しの決定を行わないときは、1 年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、貸与の期間は、貸与を受けた者が障害者支援施設等への入所その他の事情により、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

(費用の負担及び支払)

第 34 条 用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、用具の購入に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、総合支援法に基づく補装具費の支給の例による。

3 用具の貸与は、無償とする。

4 用具を納付した業者が所長に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購

入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が直接業者に支払った額を控除した額とする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の基準額欄に定める額を限度とする。

（排泄管理支援用具の特例）

第35条 所長は、障害者等の申請手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として6箇月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 排泄管理支援用具基準額表（別表第2）の基準額（月額）の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の6倍（6箇月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき1枚（6箇月分）交付すること。

（用具の管理）

第36条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（給付台帳の整理）

第37条 所長は、用具の給付の状況を明確にするため日常生活用具給付等台帳を備え、次の項目を管理するものとする。

- (1) 交付番号
- (2) 申請受付日
- (3) 対象者の氏名、住所、手帳番号及び障害程度等級又は疾患名
- (4) 給付品目、価格、自己負担額及び公費支払額
- (5) 公費支払決定日
- (6) 扶養義務者及び続柄

第2節 住宅改修費給付事業

（事業の内容）

第38条 住宅改修費給付事業は、日常生活を営むことに著しく支障のある在宅の障害者等が段差解消など住環境の改善を行う場合に居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付するものとする。

(対象者)

第 39 条 住宅改修費給付事業の対象となる者（以下この節において「対象者」という。）は、下肢、体幹又は乳幼児前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害者及び障害児であって障害程度等級 3 級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害 2 級以上の者）及び難病患者等と認められる者（下肢又は体幹機能に障害のある者に限る。）とする。

(住宅改修の範囲)

第 40 条 住宅改修費給付事業の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修

(給付要件)

第 41 条 住宅改修費は、対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は、家主の承認を必要とする。）であり、かつ、身体の状態、住宅の状況等を勘案して所長が必要と認める場合に給付するものとする。

(給付の申請)

第 42 条 住宅改修の給付を希望する対象者及び現にこれを扶養している者（以下この節において「対象者等」という。）は、住宅改修費給付申請書（様式第 6 号）に工事図面及び改修工事見積書を添付し、所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定による申請があったときは、対象者等の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書（様式第 7 号）を作成し、給付の可否を決定するものとする。

(給付の決定)

第 43 条 所長が住宅改修費の給付を決定した場合には、住宅改修費給付決定通知書（様式第 8 号）及び住宅改修費給付券（様式第 9 号。以下この節において「給付

券」という。)を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書(様式第10号)をそれぞれ前条に掲げる対象者等に交付するものとする。

(住宅改修費の給付)

第44条 住宅改修費の給付の決定を受けた対象者等は、住宅改修業者(以下この節において「業者」という。)に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

(費用の負担及び支払)

第45条 住宅改修費の給付の決定を受けた対象者等は、改修工事に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、総合支援法に基づく補装具費の支給の例による。

3 住宅改修した業者が所長に請求することができる額は、住宅改修に要する費用から住宅改修の給付を受けた者又はこれを扶養する者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

(給付の限度)

第46条 住宅改修費の給付は、原則1回とし、限度額は、20万円とする。

(給付台帳の整備)

第47条 所長は、住宅改修費の給付の状況等を明確にするため、住宅改修給付台帳を備え、次の項目を管理するものとする。

- (1) 交付番号
- (2) 申請受付日
- (3) 対象者の氏名、住所、手帳番号及び障害程度等級又は疾患名
- (4) 住宅改修の内容(給付品目)、価格、自己負担額及び公費支払額
- (5) 公費支払決定日
- (6) 扶養義務者及び続柄

第3節 点字図書給付事業

(事業の内容)

第48条 点字図書給付事業は、視覚障害者に点字図書を給付するものとする。

(対象者)

第49条 点字図書給付事業の対象者(以下この節において「対象者」という。)は、

主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者とする。

(給付対象の点字図書)

第 50 条 給付の対象となる点字図書は、月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

(給付の限度)

第 51 条 点字図書の給付は、対象者 1 人につき、点字図書で年間 6 タイトル又は 24 巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは、この限りでない。

(点字図書を給付することができる出版施設)

第 52 条 点字図書を給付することができる点字図書給付対象出版施設（以下「出版施設」という。）は、点字図書給付対象出版施設名簿（別表第 3）に掲げる施設とする。

(給付の実施)

第 53 条 所長は、点字図書の給付を受けようとする対象者又はこれを現に扶養している者からの申請に基づき、当該申請に係る者が対象者として適格である場合には、点字図書給付台帳（様式第 11 号。以下「給付台帳」という。）に登録するものとする。

2 給付台帳に登録された者又はこれを現に扶養している者は、出版施設に電話等で給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書（様式第 12 号。以下「証明書」という。）の送付を依頼し、その証明書を添えて所長に点字図書の給付を申請するものとする。

3 所長は、前項に規定による申請があったときは、申請を行った者（以下「点字図書給付申請者」という。）、出版施設等の事項を確認し、給付台帳に必要事項を記載の上、点字図書給付申請者に証明書を交付するものとする。

4 点字図書給付申請者は、証明書を出版施設に提出し、点字図書の給付を受けるものとする。

5 所長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認の上、点字図書価格から自己負担額（一般図書の購入価格相当額をいう。以下同じ。）を控除した額を出版施設に支払うものとする。

(費用の負担及び支払)

第 54 条 点字図書の給付を受けた点字図書給付申請者は、証明書に記載されている自己負担額を前条第 4 項に規定する証明書の提出の際に、出版施設に支払うものとする。

第 9 章 移動支援事業

(事業の内容)

第 55 条 移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者等に対し、外出のための支援を行うものとする。

(実施事業)

第 56 条 移動支援事業は、次に掲げるものを実施する。

- (1) 個別移動支援（個別的支援が必要な障害者等が外出する際の移動支援）
- (2) グループ移動支援（身体介護を伴わない障害者等が 3 人以内の集団で外出する際の移動支援）

2 サービスの提供範囲は、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。

(対象者)

第 57 条 移動支援事業の対象となる者（以下この章において「対象者」という。）は、在宅の障害者等であって、所長が、外出時に支援が必要と認めたものとする。

(実施事業所)

第 58 条 移動支援事業は、地域生活支援事業所として市が登録した事業所(以下この章において「実施事業所」という。)に委託して行うものとする。

(利用の申請)

第 59 条 移動支援事業を利用しようとする対象者は、地域生活支援事業利用申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第 13 号）を所長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第 60 条 所長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、地域生活支援事業利用決定通知書（様式第 14 号）により当該申請をした対象者に通知するとともに、障害福祉サービス受給者証を交付するものとする。

(利用の決定の変更)

第 61 条 利用の決定を受けた者（以下、この章において「利用者」という。）は、現に受けている支給決定に係る地域生活支援サービスの支給量を変更する必要があるときは、地域生活支援事業利用変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第 15 号)に受給者証を添えて所長に提出して行うものとする。

2 所長は、前項の支給決定の変更を行った場合には、受給者証に当該変更に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（利用の取消し）

第 62 条 所長は、利用の決定を受けた者（以下この章において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他所長が利用を不相当と認めた場合

（利用の方法）

第 63 条 利用者が移動支援事業を利用しようとするときは、実施事業所に障害福祉サービス受給者証を提示し、直接依頼するものとする。

（遵守事項）

第 64 条 実施事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、移動支援事業を実施する事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 実施事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 実施事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長、家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 実施事業所は、従業者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

5 実施事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。

（費用の負担）

第 65 条 移動支援事業を利用した利用者は、移動支援事業実施単価表（別表第 4）に定める実施単価に 10 分の 1 を乗じて得た額を実施事業所に支払うものとする。

ただし、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 利用者は、交通費等の実費を前項に定める費用とは別に負担しなければならない。

第 10 章 地域活動支援センター機能強化事業

(事業の内容)

第 66 条 地域活動支援センター機能強化事業は、障害者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実及び強化するものとする。

(実施事業)

第 67 条 地域活動支援センター機能強化事業は、次に掲げるものを実施する。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型
 - (2) 地域活動支援センターⅢ型
- 2 地域活動支援センターⅠ型（以下「Ⅰ型」という。）は、障害者等に相談支援、創作的活動及び生産的活動の機会の提供、社会との交流促進その他市が必要と認める事業（以下「基礎的事業」という。）のほか、次に掲げる事業を実施する。
- (1) 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整
 - (2) 地域住民ボランティアの育成
 - (3) 障害に対する理解促進を図る為の普及啓発等
 - (4) 地域活動支援センター間の調整
- 3 地域活動センターⅢ型（以下「Ⅲ型」という。）は、基礎的事業のほか次に掲げる事業を実施する。
- (1) 就労移行訓練
 - (2) 日常生活訓練

(利用対象者)

第 68 条 地域活動支援センターを利用することができる対象となる者(以下この章において「対象者」という。)は、障害者等とする。

(配置職員等)

第 69 条 地域活動支援センター機能強化事業を実施するに当たっては、地域活動支援センターに職員 1 人を置き、次の基準により指導員を配置しなければならない。

(1) I 型は、指導員を 3 人以上置く。この場合において、そのうち 1 人は専らその職務に従事する専門職員（精神保健福祉士等）とし、かつ、2 人以上は常勤の者とする。

(2) III 型は、指導員を 2 人以上置く。この場合において、そのうち 1 人は専らその職務に従事する者とし、かつ、1 人以上は常勤の者とする。

（標準利用人数）

第 70 条 1 日当たりの標準実利用人数については、I 型はおおむね 20 人以上、III 型はおおむね 10 人以上とする。

（費用の負担）

第 71 条 地域活動支援センターを利用する対象者が負担する費用は、無償とする。

第 11 章 訪問入浴サービス事業

（事業の内容）

第 72 条 訪問入浴サービス事業は、家庭において長期にわたり入浴することができない身体障害者に対し、移動入浴車を派遣して、入浴介護を行うものとする。

（対象者）

第 73 条 訪問入浴サービス事業の対象者（以下この章において「対象者」という。）は、在宅の重度の身体障害者で、身体障害者デイサービスの利用が困難なものとする。

（実施事業所）

第 74 条 訪問入浴サービス事業は、地域生活支援事業所として市が登録した事業所（以下この章において「実施事業所」という。）に委託して行うものとする。

（利用の申請）

第 75 条 訪問入浴サービス事業を利用しようとする対象者は、高岡市訪問入浴サービス事業利用者登録（更新）申請書（様式第 16 号）に、医療機関による診断書を添付し、所長に提出するものとする。

（利用の決定）

第 76 条 所長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、当該申請をした対象者に通知するものとする。

（実施依頼）

第 77 条 所長は、訪問入浴サービス事業の利用の決定をしたときは、訪問入浴サービス事業の委託を受けた実施事業所に対し、高岡市訪問入浴サービス実施依頼書（様式第 17 号）を提出するものとする。

（費用の負担）

第 78 条 訪問入浴サービス事業を利用した対象者は、訪問入浴サービス事業実施単価表（別表第 5）に定める実施単価に 10 分の 1 を乗じて得た額を訪問入浴サービス事業の委託を受けた実施事業所に支払うものとする。

第 12 章 生活訓練等事業

（事業内容）

第 79 条 生活訓練等事業は、障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うものとする。

（対象者）

第 80 条 生活訓練等事業の対象となる者(以下この章において「対象者」という。)は、在宅の障害者等及びその保護者とする。

（実施事業）

第 81 条 生活訓練等事業は、次に掲げるものを実施する。

- (1) 在宅障害者が音楽を聴き、自ら歌い及び演奏することなどを通して、機能回復を図るために行う生活の支援
- (2) 精神障害者の社会復帰等に関する学習会及び相談会
- (3) 在宅の知的障害者に対して行う社会復帰等に関する体験学習や訓練

（参加申込）

第 82 条 生活訓練等事業の利用を希望する対象者は、その旨を市長が生活訓練等事業を委託した事業者に申し出るものとする。

（費用の負担）

第 83 条 生活訓練等事業を利用する対象者が負担する費用は、無償とする。

第 13 章 日中一時支援事業

（事業の内容）

第 84 条 日中一時支援事業は、障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に

日中活動の場を提供し、見守り、及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うものとする。

(対象者)

第 85 条 日中一時支援事業の対象となる者(以下この章において「対象者」という。)は、在宅の障害者等であって、一時的に見守り等の支援が必要と所長が認めたものとする。

(実施事業所)

第 86 条 日中一時支援事業は、地域生活支援事業所として市が登録した事業所(以下この章において「実施事業所」という。)に委託して行うものとする。

(利用の申請)

第 87 条 日中一時支援事業を利用しようとする対象者は、地域生活支援事業利用申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(様式第 13 号)を所長に提出するものとする。

(利用の決定)

第 88 条 所長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査の上、利用の可否を決定し、地域生活支援事業利用決定通知書(様式第 14 号)により当該申請をした対象者に通知するとともに、障害福祉サービス受給者証を交付するものとする。

(利用の決定の変更)

第 89 条 利用の決定を受けた者(以下、この章において「利用者」という。)は、現に受けている支給決定に係る地域生活支援サービスの支給量を変更する必要があるときは、地域生活支援事業利用変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第 15 号)に受給者証を添えて所長に提出して行うものとする。

2 所長は、前項の支給決定の変更を行った場合には、受給者証に当該変更に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(利用の取消し)

第90条 所長は、利用の決定を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合

(3) その他所長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第91条 利用者が日中一時支援事業を利用しようとするときは、市長が日中一時支援事業を委託した実施事業所に障害福祉サービス受給者証を提示し、直接依頼するものとする。

(費用の負担)

第92条 利用者は、日中一時支援事業実施単価表（別表第6）に定める実施単価に10分の1を乗じて得た額を実施事業所に支払うものとする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が富山県である場合には、利用者が負担する費用は、無償とする。

(遵守事項)

第93条 実施事業所は、受け入れが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 実施事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、実施事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

3 実施事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 実施事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長、家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 実施事業所は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 実施事業所及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

第14章 社会参加促進事業

第1節 スポーツ教室開催事業

(事業内容)

第94条 スポーツ教室開催事業は、障害者に対してスポーツへの参加機会を提供するものとする。

(対象者)

第 95 条 スポーツ教室開催事業の対象となる者（以下この節において「対象者」という。）は、市内に居住、勤務する障害者又はその介護者で、スポーツ活動に意欲がある者とする。ただし、医師により運動を制限されている者を除く。

(教室の種類)

第 96 条 スポーツ教室開催事業において実施する教室の種類は、次のとおりとする。

- (1) ツインバスケットボール教室
- (2) 身体障害者テニス教室
- (3) その他必要と認められるスポーツ教室

(参加申込)

第 97 条 スポーツ教室開催事業への参加を希望する対象者は、その旨を事業の委託先に申し出るものとする。

(参加費用)

第 98 条 スポーツ教室開催事業を利用する対象者が負担する費用は、無償とする。ただし、参加者が個人的な理由で使用する用具等に要する費用は、参加者の負担とする。

第 2 節 点字・声の広報等発行事業

(事業内容)

第 99 条 点字・声の広報等発行事業は、障害者等に対して録音又は点字等による行政情報等（以下「情報等」という。）を提供するものとする。

(対象者)

第 100 条 点字・声の広報等発行事業の対象となる者（以下この節において「対象者」という。）は、在宅の障害者等のうち、情報等を一般的な印刷物によって得ることが困難と認められる者とする。

(提供内容)

第 101 条 点字・声の広報等発行事業において提供する情報等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高岡市等の発行する広報紙
- (2) 点字又は声の図書の関係情報

(3) 障害者関係事業の紹介

(4) 生活情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な情報

(利用の方法)

第 102 条 情報等の利用を希望する対象者は、その旨を市長が点字・声の広報等発行事業を委託した事業者（以下この節において「事業者」という。）に申し出るものとする。

(情報等の整備)

第 103 条 市長は、必要に応じて情報等を事業者に提供するものとする。

2 事業者は、希望者の要望に応じて必要な情報等を整備するものとする。

(費用の負担)

第 104 条 点字・声の広報等発行事業を利用する対象者が負担する費用は、無償とする。

第 3 節 手話奉仕員養成事業

(事業の内容)

第 105 条 手話奉仕員養成事業は、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話等の指導を行う手話奉仕員養成講座（以下「講座」という。）を開催することにより手話奉仕員を養成するものとする。

(対象者)

第 106 条 手話奉仕員養成事業の対象となる者（以下この節において「対象者」という。）は、市内に居住又は勤務する健聴者で、手話奉仕員養成講座の受講を希望するものとする。

(講義内容)

第 107 条 講座の講義内容は、入門課程及び基礎課程とする。

(参加申込)

第 108 条 講座への参加を希望する対象者は、その旨を市が定める募集日に申し出るものとする。

(受講定員)

第 109 条 講座の受講定員は、昼の部 15 人、夜の部 15 人以内とする。

(費用の負担)

第 110 条 講座への参加費用は、無料とする。ただし、教材費等参加者が個人的に使用するものの費用は、参加者の負担とする。

(登録)

第 111 条 市長は、入門課程及び基礎課程の両課程を修了した者について、本人の了承を得て、手話奉仕員としての登録を行い、これを証明する登録証(様式第 18 号)を交付するものとする。

(証票の返還)

第 112 条 前条で登録及び登録証の交付を受けた者が奉仕員として活動することができなくなった場合には、直ちに市に登録証を返還するものとする。

(登録の抹消)

第 113 条 市長は登録証の返還があったときは、その者の奉仕員としての登録を抹消するものとする。

第 4 節 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

(事業の内容)

第 114 条 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業は、自動車を利用して通勤し、若しくは事業を行い、又は日常の用を弁ずるために自動車運転免許を取得する身体障害者に助成金を交付するものとする。

(対象者)

第 115 条 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業の対象となる者（以下この節において「対象者」という。）は、在宅の身体障害者で次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自動車運転免許の取得を申請し、その運転に必要な適性試験に合格していること。
- (2) 当該身体障害者の属する世帯の前年の所得税の合計額が、120,000 円を超えない者であること。

(教習の内容)

第 116 条 助成金の交付の対象となる自動車運転の教習（以下「教習」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の運転技能の教習
- (2) 自動車の構造の教習

(3) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の法令の教習

(4) 安全運転の知識の教習

（教習の申請）

第 117 条 身体障害者自動車運転免許取得費助成金の支給を受けようとする対象者は、身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書（様式第 19 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、学校の校長等（以下「校長」という。）に、当該申請をした対象者（以下この節において「申請者」という。）に係る入校依頼書（様式第 20 号）を提出するものとする。

3 前項の依頼書を受けた校長は、入校の可否を決定し、入校承認（不承認）書（様式第 21 号）を市長に送付するものとする。

（受講の承認）

第 118 条 市長は、前条第 3 項の入校承認（不承認）書を受理したときは、申請者に対し、速やかに受講承認（不承認）書（様式第 22 号）を交付するものとする。

（助成金の額）

第 119 条 助成金の額は、免許取得に要した経費（入学金、学科教習料、技能教習料その他必要な経費をいう。）の額とする。ただし、当該経費の 3 分の 2 の額又は 10 万円のいずれか低い額を限度額とする。

（助成金の請求）

第 120 条 校長は、申請者が教習を修了したときは、身体障害者自動車運転免許取得費助成事業報告書（様式第 23 号）を市長に提出するものとする。

2 次条第 2 項の規定により委任を受ける場合、校長は、代理受領に係る自動車運転免許取得助成支払い請求書兼委任状（様式第 24 号。次条において「委任状」という。）を前項の書類に添えて市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第 120 条の 2 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、申請者に対し助成金を交付する。

2 市長は、申請者が校長に助成金の受領を委任した場合においては、当該申請者に代わり、助成金を校長に支払うことができる。この場合において、校長は、当

該申請者から委任状を撤収しなければならない。

第 5 節 身体障害者用自動車改造費助成事業

(事業内容)

第 121 条 身体障害者用自動車改造費助成事業は、身体障害者が就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の改造に要する経費を助成するものとする。

(対象者)

第 122 条 身体障害者用自動車改造費助成事業の対象となる者（以下この節において「対象者」という。）は、在宅の身体障害者で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 就労等に伴い自動車の一部を改造する必要があると市長が認めるもので、自動車の操向装置及び駆動装置等を改造すること。
- (2) 改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者であること。

(申請)

第 123 条 身体障害者用自動車改造費助成金（以下この節において「助成金」という。）の支給を受けようとする対象者は、身体障害者用自動車改造費助成申請書（様式第 25 号）に、改造を行う自動車の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成の交付決定)

第 124 条 市長は、前条に規定する申請を適正と認め、助成金の支給を決定したときは、当該申請をした対象者に身体障害者用自動車改造費助成交付決定通知書（様式第 26 号）により通知するものとする。

(変更の届出)

第 125 条 身体障害者用自動車改造費助成金の支給の決定を受けた対象者は、自動車の改造の内容を著しく変更し、又は改造を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに市長に届け出るとともにその承認又は指示を受けなければならない。

(完了報告書の提出)

第 126 条 支給の決定を受けた対象者は、自動車の改造が完了したときは、14 日以内に身体障害者用自動車改造完了報告書（様式第 27 号）を市長に提出しなければ

ばならない。

(助成金の金額)

第 127 条 助成金の額は、自動車の改造に要した額とし、10 万円を限度とする。

第 15 章 障害支援区分認定等事務

(目的)

第 128 条 障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図る。

(事業の内容)

第 129 条 障害支援区分認定等事務は、法に規定する支給決定事務のうち、高岡市が行う次に掲げる事務とする。

(1) 障害支援区分認定調査

総合支援法第 20 条第 2 項の規定に基づき、障害支援区分の認定等のために実施する調査

(2) 医師意見書作成

総合支援法第 21 条第 1 項の規定に基づき、障害支援区分の認定にかかる高岡市障害支援区分判定等審査会(以下「審査会」という。)での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成させる事務

(3) 審査会運営

総合支援法第 15 条の規定に基づき審査会を設置する事務、総合支援法第 21 条第 1 項の規定に基づき障害支援区分に関して審査会で審査及び判定を実施する事務並びに総合支援法第 22 条第 2 項の規定に基づき高岡市が支給要否決定に当たって意見を聴くために審査会を開催する事務

第 16 章 雑則

(利用者負担額の上限)

第 130 条 地域生活支援事業における利用者負担額を軽減するため、第 65 条第 1 項、第 78 条及び第 92 条第 1 項に規定する事業を利用する者が支払う額の 1 月ごとの合計額は、次の表の左欄に定める区分に応じ、それぞれ当該表の右欄に定める月額負担上限額を限度とする。

区 分		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1・2	市民税非課税世帯	0 円
一般 1	居宅で生活する障害児の世帯	4,600 円
	居宅で生活する障害者及び 20 歳未満の施設入所者の世帯	9,300 円
一般 2	一般 1 以外の課税世帯	37,200 円

2 前項の世帯の範囲は、18 歳以上の障害者(施設入所の 18、19 歳を除く。)にあっては障害者とその配偶者、障害児(施設入所の 18、19 歳を含む。)にあっては保護者の属する住民基本台帳上の世帯とする。

3 第 1 項の表に定める一般 1 の世帯は、市民税所得割額が 16 万円(障害児及び 20 歳未満の施設入所者にあっては 28 万円)未満の世帯とする。

(補則)

第 131 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、高岡市障害者生活支援事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市住宅改修費給付事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市点字図書給付事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市更生訓練費支給要綱（平成17年高岡市要綱）高岡市施設入所者就職支度金支給要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市障害者の明るい暮らし促進事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市在宅障害者音楽活動支援事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市声の広報等発行事業実施要綱（平成17年高岡市要綱）、高岡市身体障害者自動車操作訓練事業実施要綱（平

成17年高岡市要綱)、高岡市身体障害者用自動車改造費助成要綱(平成17年高岡市要綱)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

- 3 平成18年9月末日現在において、更生訓練費の支給を受けていた者については、第68条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成21年9月末日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、高岡市在宅障害児等デイケア事業実施要綱の規定に基づき業務の委託を受けている実施施設については、第91条に定める地域生活支援事業所として市の登録を受けたものとみなす。ただし、1年以内に事業所登録がない場合については失効する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第30条関係)

日常生活用具給付(貸与)申請書

年 月 日

高岡市社会福祉事務所長 あて

住 所

申請者 氏 名 印

(給付対象者との続柄：)
電話番号 —

次により日常生活用具給付(貸与)を申請します。

					個 人 番 号															
対 象 者	氏 名		性別		生年月日	年 月 日生 (歳)														
	住 所	高岡市																		
	身体障害者手帳	県 号				年 月 日交付														
	障害名					障 害 等 級	種 級													
	疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)																		
給 付 (貸 与) を 希 望 す る 理 由																				
現 在 の 住 ま い の 状 況	住 宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)			浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし		便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用											
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる			移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる											
給付(貸与)を受けたい用具の名称										希望する形式、規模等										
給付(貸与)上特に希望する事項																				
備 考																				

下記に署名する者は、日常生活用具給付(貸与) の決定のため、貴職が住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会し、閲覧することを承諾します。			
氏 名 (署名欄)	対 象 者 との続柄	生 年 月 日	個 人 番 号

※申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第 1 号の 2 (第30条関係)

診断書

(高岡市日常生活用具給付事業【難病患者等用】)

氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	性別	男 女
住 所					
疾病名※				発病時期	年 月
症 状					
必要とする用具の名称					
上記の患者は、在宅で療養が可能な程度に症状が安定しており、日常生活用具の給付を（可・不可）とします。症状等については以上のとおりであると診断します。 年 月 日 医療機関名 医療機関所在地 電話番号 医師名 印					

※ 1 疾病名は、障害者総合支援法施行令第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病名を記載すること。

様式第 2 号 (第30条関係)

調 査 書 (日常生活用具給付等事業)

①申請書受理番号 及 び 年 月 日		第 号 年 月 日		②申請 者氏名				③対象者 との続柄			
④ 対 象 者	氏 名						生年月日	年 月 日生 (歳)			
	住 所	高岡市									
	身体障害者 手帳番号			障 害 名			障 害 等 級			施設入所 の 有 無	
	疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)									
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名		年齢	対象者との 続 柄	課 税 状 況			備 考			
					当該年度分 市町村民税 均 等 割	当該年度分 市町村民税 所 得 割	前 年 分 所 得 税				
⑥世 帯 区 分			1 被保護世帯又は市町村民税 非課税世帯 2 市町村民 税均等割 課税世帯 3 市町村民税 所得割課税 世帯 4 所得税課税 世帯								
⑦住まいの状況			1 自 家 2 借 家 (貸主の諾否)								
⑧給付(貸与)後の 生 活 の 状 況			日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について 該当する状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他()				その他の状況 1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 (在宅生活・独居)が可能になる 4 その他 ()				
⑨給付 (貸与) の 必 要 の 有 無			1 有 2 無		⑩給付する(し ない)理 由						
⑪ 給付(貸与)す る用具名(形 式規模等を含 む。)				⑫ 予 定 価 格	円	⑬ 扶養義務 者が支払 うべき額	円	⑭ 公 費 負 担 予定額	円		
⑮そ の 他 特記事項											
年 月 日 調査員 職名 氏名 ㊟											

(注意) 1 給付又は貸与の字句は、不要の方を抹消すること。
2 貸与の場合には、⑫～⑭欄の記入は不要であること。(金額欄に斜線を引くこと。)

第 号
年 月 日

様

日常生活用具給付決定通知書

高岡市社会福祉事務所長 印

先に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給付番号	第 号		給付決定年月日	年 月 日	
対象者氏名			身体障害者手帳番号	富山県第 号	
給付する用具名 (形式規模等を含む。)			納入業者名		
			納入業者の住所 (電話)		
基準価格	円	利用者負担額	円	公費負担額	円
注意事項	1 用具は、対象者又は扶養義務者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部返還してもらうことがあります。 4 基準価格を超える金額については、自己負担額に追加されます。 5 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 6 この毛帝の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長になります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。				

第 号
年 月 日

様

日 常 生 活 用 具 貸 与 決 定 通 知 書

高岡市社会福祉事務所長 印

先に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

貸 与 番 号	第 号	貸与決定年月日	年 月 日
対象者氏名		用具の引渡し 年 月 日	年 月 日
身体障害者手帳 番号	富山県 第 号		
貸与する用具名 (形式規模等を含む。)			
注 意 事 項	1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 2 用具の全部又は一部を損傷し、又は滅失した場合には直ちに市町村にその状況を報告し、その指示に従ってください。 3 用具を必要としなくなったときは、速やかに高岡市に申し出てください。 4 基準価格を超える金額については、自己負担額に追加されます。 5 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 6 この毛帝の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長になります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。		

様式第4号(第31条関係)

日 常 生 活 用 具 給 付 券				
① 給 付 番 号	第 号		② 給付券発行年月日	年 月 日
③ 対 象 者 氏 名			④ 生 年 月 日	生 (歳)
⑤ 居 住 地	富山県高岡市			
⑥ 扶養する者の氏名			⑦ 対象者との続柄	
⑧ 給付する用具名 (形式、規模等)	⑨ 価 格	⑩給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額		⑪ 公 費 負 担 額
《給付品目》	円		円	円
⑫ 納 入 業 者 名			⑬ 納入業者の住所	(電話)
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払請求期限	
上記のとおり決定する。 年 月 日 高岡市社会福祉事務所長				
⑮ 業者の納付した日	⑯ 給付を受けた者又は扶養する者から受領した額		⑰ 受領業者名及び 年 月 日	
年 月 日			年 月 日 ㊟	
⑱ 用具受領者氏名	㊟		⑲ 検収職員 職 氏 名	㊟
⑳ そ の 他 特記事項				

(注) 本表は、①～⑭⑲までは市町村で、⑮～⑰までは納付した業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第5号(第31条関係)

第 号
年 月 日

却 下 決 定 通 知 書

(申請者) 様

高岡市社会福祉事務所長



年 月 日に申請がありました日常生活用具の 給付 貸与 につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので、御承知ください。

(理 由)

調 査 書 (住宅改修費給付等事業)

(注) 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

様式第 8 号(第43条関係)

第 号

住宅改修費給付決定通知書

年 月 日

様

高岡市社会福祉事務所長

印

さきに申請のありました住宅改修費につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給 付 番 号		第 号		給 付 決 定 日 年 月 日		年 月 日	
対 象 者 氏 名				身 体 障 害 者 号 手 帳 番 号		富 山 県 第 号	
改 修 する 住 宅 の 住 所		高岡市					
住宅改修の内容及び給付する居宅生活動作補助用具名				業 者 名			
				業 者 の 住 所		(電話)	
価 格		円	給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額		円	公 費 負 担 額	円
注 意 事 項		1 住宅改修費は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。					

様式第9号(第43条関係)

住 宅 改 修 費 給 付 券				
① 給 付 番 号	第	号	② 給付券発行年月日	年 月 日
③ 対 象 者 氏 名			④ 生 年 月 日	生 (歳)
⑤ 居 住 地	富山県高岡市			
⑥ 扶養する者の氏名			⑦ 対象者との続柄	
⑧ 住 宅 改 修 工 事 の 内 容	⑨ 価	格	⑩給付を受ける者又は 扶養する者が支払うべき額	⑪ 公 費 負 担 額
	円		円	円
⑫ 業 者 名			⑬ 業 者 の 住 所	(電話)
⑭ この券の有効期限	受給者が業者 に提示する 期限	年 月 日	業者の公 費支払請 求期限	
上記のとおり決定する。 年 月 日 高岡市社会福祉事務所長				
⑮ 改修工事の完了した日	⑯ 給付を受けた者又は扶養 する者より受領した額		⑰ 受 領 業 者 名 及 び 年 月 日	
年 月 日			年 月 日 ㊟	
⑱ 住宅改修費 給付対象者 氏名	記入年月日 年 月 日 ㊟	⑲ 確 認 者 職 氏 名	確認年月日	年 月 日 ㊟
⑳ そ の 他 特記事項				

(注) 本表は、①～⑭⑲までは市で、⑮～⑰までは改修工事をした業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第10号(第43条関係)

第 号
年 月 日

却 下 決 定 通 知 書

様

高岡市社会福祉事務所長



年 月 日に申請がありました住宅改修費の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので、御承知ください。

(理 由)

様式第11号(第53条関係)

点字図書給付台帳

[illegible]

点 字 図 書 発 行 証 明 書

給付申請者

氏 名

住 所

電話番号

給付申請図書

図 書 名

出版施設名

印

価 格

巻 数

自己負担額

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明する。

高岡市社会福祉事務所長

印

地域生活支援事業利用申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

高岡市社会福祉事務所長 あて

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日			
	氏 名	個人番号：						
	居 住 地	〒 電話番号						
フリガナ				生年月日	昭和・平成 年 月 日			
支給申請に係る 児 童 氏 名		個人番号：			続 柄			
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名		
サービス 利用の 状況	障 害 福 祉 関係サービス	障 害 支 援 区分の認定	有・無	区分等 1 2 3 4 5 6 非該当	有効 期間			
		利用中のサービスの種類と内容等						
	介 護 保 険 サ ー ビ ス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護	1 2 3 4 5		
		利用中のサービスの種類と内容等						
サ ー ビ ス の 種 類	サービスの種類		申請に係る具体的内容					
	☐ 移 動 支 援							
	☐ 日 中 一 時 支 援							

負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

（あてはまるものに○をつける。いずれにもあてはまらない場合は空欄とすること。）

- 1 生活保護受給世帯
- 2 市町村民税非課税世帯に属する者
- 3 市町村民税課税世帯(障害者：所得割 16 万円未満、障害児：所得割 28 万円未満)に属する者

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏 名		申請者との関係	
住 所	〒 電話番号		

下記に署名する者は、地域生活支援事業の利用者負担上限月額の判定にあたり、貴職が住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会し、資料を閲覧することに同意します。

[illegible]

様

高岡市社会福祉事務所長 印

地域生活支援事業 決定通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく地域生活支援事業の給付について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定日		支給決定に係る 児童氏名	
有効期限			
単価区分			
利用者負担割合		利用者負担上限月額	
サービスの種類			
移動支援			
日中一時支援			
特記事項			

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に富山県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、富山県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に高岡市を被告として(訴訟において高岡市を代表する者は高岡市長となります。)、提起することができます。
- なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。)でなければ提起することができないこととされています。
- (1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(お問い合わせ先)
高岡市社会福祉課
〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号
電話(0766-20-1369) FAX(0766-20-1371)

地域生活支援事業利用変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

高岡市社会福祉事務所長 あて

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成				
	氏 名	個人番号：						
	居 住 地	〒 電話番号						
フリガナ			生年月日	昭和・平成 年 月 日				
支給申請に係る 児 童 氏 名		個人番号：		続 柄				
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名		
サービス利用の 状 況	障 害 福 祉 関係サービス	障 害 支 援 区分の認定	有・無	区分等 1 2 3 4 5 6 非該当	有効 期間			
		利用中のサービスの種類と内容等						
	介 護 保 険 サ ー ビ ス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護	1 2 3 4 5		
		利用中のサービスの種類と内容等						
変更の理由								
変 更 を 申 請 す る サ ー ビ ス	サービスの種類		申請に係る具体的内容					
	□移 動 支 援							
	□日 中 一 時 支 援							

負担上限月額に関する認定
下記の区分の適用を申請します。
(あてはまるものに○をつける。いずれにもあてはまらない場合は空欄とすること。)
1 生活保護受給世帯
2 市町村民税非課税世帯に属する者
3 市町村民税課税世帯(障害者：所得割 16 万円未満、障害児：所得割 28 万円未満)に属する者

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏 名		申請者との関係	
住 所	〒 電話番号		

様式第16号(第75条関係)

高岡市訪問入浴サービス事業利用者登録(更新)申請書

年 月 日

高岡市社会福祉事務所長 あて

申請者氏名 印

利用者との続柄()

訪問入浴サービス事業を利用したいので、次のとおり申請します。

利用希望者	住 所	電 話		—	
	氏 名	年 月 日生		性別	男・女
	個人番号：				
入 浴 時 に 介 助 で き る 家 族 等	氏 名		利用者との続柄		年 齢
申 請 理 由					
障 害 の 状 況	身体障害者手帳に記載の障害名			障害等級	級
日 常 生 活 で の 状 態	歩 行	☐ 自立 ☐ 杖使用 ☐ つかまり歩き ☐ 介助(車椅子使用) ☐ 歩けない			
	用 便	☐ 自立 ☐ 便所まで介助 ☐ 便器で介助 オムツ使用 ☐ 有 ☐ 無			
	入 浴	☐ 自立 ☐ 身体を洗う時介助 ☐ 浴槽の出入りを介助 ☐ 全面介助			
	着 脱 衣	☐ 自立 ☐ 時間をかければ可 ☐ 手をかせば可 ☐ 全面介助			
	意思の疎通	☐ 普通 ☐ ある程度通じる ☐ ほとんど通じない			
	起きて座る	☐ できる ☐ 介助があればできる ☐ できない			
他のサービスの 利用状況	☐ ホームヘルパー ☐ ショートステイ(施設：) ☐ その他()				
駐 車 場 所 等	1訪問入浴車の駐車場所 ・敷地内 ・道路 幅員 m		※家の間取り		
	2駐車場所から利用者の居室 までの距離 約 m				
	3利用する方の居室 1階 ・ 2階 ・ (階)				

(注)入浴してよい旨の医師の診断書を添付してください。

様式第17号(第77条関係)

高岡市訪問入浴サービス事業実施依頼書

番 号
年 月 日

様

高岡市社会福祉事務所長 印

高岡市地域生活支援事業実施要綱に基づき、次のとおり決定したので事業の実施を依頼します。

利 用 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日		性別	
利 用 決 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
実 施 事 業 所				
利用者負担割合(原則)				
利用者負担上限月額				
備 考				

様式第 18 号(第 111 条関係)

(表面)

No.
高岡市手話奉仕員登録証
次の者は、高岡市手話奉仕員であることを証明する。
氏名
住所
生年月日
年 月 日
高岡市長 印

(裏面)

注 意
1 活動に赴くときは、この登録証を携帯すること。
2 記載事項に変更があった場合は、直ちに訂正を申し出ること。
3 この登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 手話活動が不可能になった場合や活動が難しい状況になった場合には、直ちにこの登録証を市長に返還すること。

様式第19号(第117条関係)

身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書

本籍地	高岡市		
居住地	高岡市		
身体障害者手帳番号 交付年月日	富山県 第 号 年 月 日交付		
障害名		等級	級
現 症			
職 業			
申 請 理 由			
入 校 希 望 校			
訓練開始の希望年月日	年 月 日		

私は、身体障害者自動車操作訓練(特殊自動車・普通自動車)を受けたいので申請します。
年 月 日

申請者氏名 年 月 日 生 (個人番号)
高岡市長 あて

様式第20号(第117条関係)

入 校 依 頼 書

第 号
年 月 日

自動車学校設置者 様

高岡市長 印

身体障害者自動車操作訓練を受けるため、次の者を貴校に入校させたいので、依頼します。

氏 名	年 齢	住 所	障 害 の 状 況 (障 害 等 級)	備 考

様式第21号(第117条関係)

入 校 承 認 (不 承 認) 書

年 月 日

高岡市長

あて

自動車学校長
(設置者名)



年 月 日付けで依頼のあった次の者の入校について承認します。(次の理由により承認できません。)

氏 名	住 所	入 校 年 月 日 (不承認の理由)	備 考

受 講 承 認 (不 承 認) 書

第 号
年 月 日

様

高岡市長 印

年 月 日付けで申請のあった身体障害者自動車操作訓練については、次のとおり受講を承認したので通知します。(次の事由により承認できません。)

学 校 名	自動車学校
入 校 承 認 年 月 日	年 月 日
訓 練 可 能 年 月 日	年 月 日以降

不 承 認 の 事 由

身体障害者自動車運転免許取得費助成事業報告書

年 月 日

高岡市長 あて

自動車学校長 (設置者名) 印

年 月 日付けで依頼のあった標記事業について、次のとおりその状況を報告
します。

氏 名	住 所	訓 練 期 間	運 転 免 許 取 得 状 況	備 考

代理受領に係る自動車運転免許取得助成支払い請求書兼委任状

高岡市長 あて

高岡市地域生活支援事業実施要綱第120条により助成金を請求します。なお、その受領の権限を下記の事業者に委任します。

助成金積算内訳

入学金 A			技能 (補 習)	時 限	
学 科	時 限			単 価	
	金 額 B			金 額 D	
技 能 (正 規)	時 限		小計 C+D=E		
	単 価		合計 A+B+E=F		
	金 額 C		特殊自動車の場合 F×7/10=G		

請求額
F又は Gの2/3まで
ただし、100,000円を
限度とする。

年 月 日

請求者兼委任者 住 所

氏 名



上記の受領の権限を受任しました。なお、支払については、登録の口座に振込んで下さい。

年 月 日

受 任 者 住 所

(事業者) 氏 名

代表者氏名



様式第25号(第123条関係)

身体障害者用自動車改造費助成申請書	
年 月 日	
住所 高岡市	
氏名 印	
(個人番号)	
高岡市長 あて	
高岡市地域生活支援事業実施要綱第123条の規定により、自動車改造費助成を受けたいので申請します。	
身体障害者手帳番号	富山県 号(年 月 日交付)
障害名及び等級	
改 善 所 要 額	円
補 助 金 額	円
改 善 内 容	
改 善 理 由	
施 行 業 者 名	
備 考	

様式第26号(第124条関係)

身体障害者用自動車改造費助成交付決定通知書	
第 年 月 日 号	
様	
高岡市長 印	
年 月 日付けで申請のあった自動車改造費助成申請について交付しますので、 高岡市地域生活支援事業実施要綱第124条の規定により通知します。	
指 令 番 号	第 号
交付決定年月日	
対 象 者 氏 名	
身体障害者手帳番号	
助 成 金 額	
改 善 内 容	
施 行 業 者 名	
備 考	

身体障害者用自動車改造完了報告書	
年 月 日	
高岡市長 あて	
住所 高岡市	
氏名 印	
年 月 日付け 第 号で交付決定されました自動車改造費に係る改造が完了しましたので報告します。	
交付決定年月日	年 月 日
交付決定金額	円
指 令 番 号	第 号
改 造 内 容	
改造改良年月日	年 月 日
備 考	